

(写)

平成28年1月21日

燕市長 鈴木 力 様

燕市水道料金の在り方検討委員会  
会長 小池 信之

水道料金の見直しに関する意見書について

燕市水道料金の在り方検討委員会は、平成27年7月21日の第1回委員会において、合併以降初めてとなる水道料金の見直しに向けた水道料金の在り方について検討依頼を受けました。本委員会において、燕市の水道事業や水道料金を取り巻く課題等について様々な視点から慎重に検討を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

今後の水道事業においては、経営基盤の強化と適正な財政運営に取り組んでいくことが重要であることから、本答申の趣旨を尊重し、十分に検討を行った上で実施されるよう要望します。



# 燕市水道料金の見直しに関する意見書

平成28年1月21日

燕市水道料金の在り方検討委員会

# 1 水道料金の見直しの必要性について

## (1) 燕市水道事業の概要

燕市の水道事業は、平成18年3月20日の合併以降においても、合併前の旧市町の水道事業をそのまま引き継ぎ、燕地区では道金浄水場、吉田地区では吉田浄水場、分水地区では分水浄水場から、それぞれの地区へ水道水を供給している。

## (2) 3地区で異なる水道料金体系

水道料金も、旧1市2町の水道料金体系をそのまま引き継ぎ、燕地区は口径別料金体系、吉田、分水地区は用途別料金体系という違いもあり、同じ用途、水量、メーター口径であっても、地区間で水道料金が異なる状況にある。

## (3) 浄水場施設の再構築

それぞれの水道事業は、昭和20年代からの人口の増加、産業の発展、そして、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、全市域への需要に対応するため拡張工事を重ね、道金浄水場は昭和39年の拡張工事から52年、吉田浄水場は昭和46年の拡張工事から45年、分水浄水場は昭和49年の拡張工事から42年が経過している。

浄水場施設は、整備修繕を重ね水道水の安定供給に努めてきているが、構造物は現在の耐震基準を満たしておらず、また、機械設備の交換部品は調達が困難になりつつある。

また、近年の突発的かつ局地的な大雨の発生により、短時間で原水濁度が上昇する頻度が多くなっている。さらに、道金浄水場の取水においては、水位変化によって泥が溜まりやすく、水位が下がることにより安定した取水を確保しにくい時期がある。

このように、浄水場施設の安定稼働の継続に多くの課題がある現状から、平成27年3月に策定された燕市水道事業経営計画において、老朽化が著しく耐震性にも懸念がある3地区の浄水場施設については、新たな適地に浄水場を統一するなどの再構築を行うことが最適であり、その完了には事業開始から約10年の期間を要するため早期着手に努めるとの方向性が示されている。

なお、浄水場施設の再構築には多額の費用が必要であり、独立採算制の原則が採用されている水道事業においては、その費用のほとんどを水道事業の収入である水道料金収入で賄わなければならない。

#### (4) 水道料金収入の減少

水道料金収入は給水人口の多寡に大きく影響されるが、全国的な少子高齢化に伴う人口減少傾向は、本市においても例外ではなく、平成27年9月に策定された人口ビジョンにおいても、将来的に人口減少が続くと推計されていることから、水道料金収入は今後も減少するものと見込まざるを得ない。

#### (5) 水道料金の見直しの必要性

現在も3地区で別々に設定されている水道料金体系を解消するとともに、将来世代までおいしい水を安定して供給するため浄水場の再構築は必要であり、今後、水道料金収入の減収が予測されることなども踏まえ、その財源確保のためにも浄水場施設の再構築事業費を見据えた水道料金へと見直しを図る必要がある。

## 2 水道料金の見直しの基本方針等

### (1) 基本方針

3地区で異なる水道料金体系を全市統一の水道料金体系に改めることを大前提とした中で、今回の水道料金の見直しは、経営の健全化を基本とした適正な料金水準を確保するとともに、今後予定されている老朽化した浄水場施設の再構築事業を踏まえ、単に損益計算上の収支が均衡するというにとどまらず、企業としての実体資本を維持できるような内部留保資金を確保しうる料金設定を考慮していく必要がある。

また、水道事業の独立採算制の原則に基づき、料金算定期間の能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、水道事業の健全な運営を確保することができる公正妥当な料金体系の一元化を図ることを基本方針とする。

なお、公益社団法人日本水道協会監修の「水道料金算定要領（平成27年2月改定）」に基づく総括原価方式は、誠実かつ能率的な経営を基本とする営業費用に、水道事業の健全な経営を確保するために必要とされる資産維持費を加えた総括原価を需要家費、固定費、変動費に分解・配賦し水道料金表を作成する算定方法であり、これにより水道料金表を作成することが適切である。

## (2) 個別方針

### ① 基本料金は口径別に統一

水道料金体系の一元化にあたっては、メーター口径の大小により明確な料金を設定できる口径別料金体系を採用する。

また、メーター使用料は基本料金に含めることが望ましいため、メーター使用料は廃止する。

### ② 基本水量を付さない基本料金

近年、使用水量が10m<sup>3</sup>に達しない使用者が増えており、1 m<sup>3</sup>から実際に使用した水量に応じた負担とすることは公平性を高めるだけでなく、水道利用者の節水意識向上にもつながるため、基本料金には基本水量を付さないものとする。

### ③ 単一従量料金制

現行料金体系では、逡増（減）型従量料金を採用していないため、単一従量料金制とする。

### ④ 料金算定期間は4年（平成28年度～平成31年度）

燕市水道事業基本計画が現在策定途中であり、算定期間内の需要予測等が不透明な部分があるため、総括原価の妥当性、料金の安定性を考慮して、料金算定期間を4年とし、平成28年度から平成31年度までとする。

## (3) その他料金算定に関すること

### ① 資産維持率3%で資産維持費を算定

財政収支シミュレーションの結果、資産維持率3%であれば、収益的収支の利益を確保できるとともに、利益の積立てにより後年度の更新費用等がある程度確保できる見込みであることから、資産維持率3%で資産維持費を算定する。

### ② 負荷率を用いた固定費の配分

新浄水場の供用開始前後においても、基本料金と従量料金それぞれの単価に大きな変動が生じることがなく、また、現行の燕地区の料金体系に近い料金単価となることから、負荷率を用いて固定費を配分する。

### 3 水道料金表の改定について

#### (1) 新水道料金表

水道料金の見直しの基本方針等に基づき算定した結果、統一後の水道料金表を下記のとおりとする。

基本料金（1ヶ月あたり）										従量料金 (1 m <sup>3</sup> あたり)
口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	
単価	330 円	630 円	1,100 円	1,300 円	3,850 円	7,550 円	19,000 円	38,500 円	109,000 円	131 円 ただし、公衆浴場 用については、 60 円

※単価には消費税は含まれていません。

#### (2) 料金体系統一に伴う段階的な調整措置

新水道料金表を3地区に適用すると、現行料金との増減幅は、現行料金体系の違いから、同じ使用水量であっても、地区、用途、口径によって、さまざまな状況にある。

このような状況に配慮して、平成28年度から平成30年度までの間、全水道利用者に対し、各月の料金計算の都度、旧料金と新料金の差額を段階的に調整した上で、平成31年度から完全に新料金に移行する「料金体系統一に伴う段階的な調整措置」を講ずるものとする。

#### (3) 新水道料金表の適用時期

3地区で異なる水道料金体系を解消し統一した水道料金体系を適用すること、そして、老朽化した浄水場の再構築は必至であり、その事業費を見据えた水道料金の見直しの必要性について、市民の皆さん、事業所の皆さんに対して時間をかけ広く理解してもらう必要がある。

十分な周知期間をとる必要性を考慮し、新水道料金表は平成28年10月検針分から適用する。

#### (4) 新水道料金表の適用に伴う財政収支シミュレーション

新水道料金表を適用した場合の財政収支シミュレーションでは、料金体系統一に伴う段階的な調整措置や新水道料金表の適用時期による減収を見込んだとしても、収益的収支では概ね利益を確保できるとともに、利益の

積立てにより新浄水場再構築事業の更新費用等のある程度賄える資金を確保できる見込みである。

## 4 水道料金見直しに関する付帯意見

### (1) 水道事業者としての説明責任の履行

特定の地区、用途によっては大幅な増額となる場合があるため、新水道料金の実施時期を踏まえ、市民、事業所に対して料金改定の必要性やその内容について十分な理解が得られるよう、適時適切に広報、PRに努め、水道事業者としての説明責任を果たすべきである。

### (2) 定期的な料金見直しの検討

財政収支計画に基づき、今後は一定の算定期間ごとに料金の適正性を精査し、料金見直しを検討すべきである。

### (3) 新浄水場供用開始後の固定費配分方法の見直しの検討

今回の料金見直しにおいては、負荷率を用いて固定費を配分する方法を採用するが、必要な予備的施設に係る固定費を基本料金で賄うような料金体系が望ましいため、新浄水場の供用開始後においては、施設利用率又は最大稼働率を用いて固定費を配分する方法への切り替えも検討すべきである。

## 5 おわりに

水道は市民の日常生活に欠かすことができない重要なライフラインである。本市の水道事業は、市民に安全な水を安定して供給するため、老朽化した水道施設の更新や機能向上、さらには給水収益が落ち込んでいる中、効率的な事業運営を図り健全経営の維持に努めていることは理解するが、今回検討した料金統一と浄水場施設再構築を踏まえた料金改定は、もはや先送りできない課題である。

これらを着実に進めるとともに、今後とも、市民の視点に立ち、市民に信頼される水道となるよう、水道の使命である安全で安心なおいしい水道水の安定供給に引き続き努めていくことを要望する。

## 燕市水道料金の在り方検討委員会の開催状況

会議 区分	開催日時	検討内容
第1回	平成27年7月21日(火) 午前9時30分～11時30分	(1) 燕市水道料金の在り方検討委員会の設置目的等について (2) 燕市水道事業の現状・課題と水道料金の見直しの必要性について (3) 燕市の現行水道料金の概要について (4) 水道料金の算定方法について (5) 燕市水道料金の見直しの基本方針(案)について (6) 水道料金の見直しに係る個別方針の方向性について
第2回	平成27年8月31日(月) 午後2時00分～4時00分	(1) 第1回燕市水道料金の在り方検討委員会で検討した事項の確認について (2) 水道料金の算定方法及び財政収支計画について (3) 水道料金の算定のシミュレーションについて
第3回	平成27年10月29日(木) 午前9時30分～11時30分	(1) 資産維持費の算定について (2) 固定費の配分について (3) 水道料金算定のシミュレーションについて
第4回	平成28年1月7日(木) 午後2時00分～4時00分	(1) 激変緩和措置の適用範囲について (2) その他決定しておくべき事項について (3) 意見書(案)について

## 燕市水道料金の在り方検討委員会 委員名簿

会 長	小池 信之	新潟大学経済学部教授
副会長	倉元 誠	新潟市水道局技術部秋葉事務所料金課長
委 員	鈴木 信貴	長岡技術科学大学准教授
委 員	本多 克	税理士
委 員	高橋 正行	燕商工会議所推薦
委 員	平倉 元子	吉田商工会推薦
委 員	高野 文夫	分水商工会推薦
委 員	高畑 槿子	燕市自治会協議会推薦
委 員	吉田 恭二	燕市自治会協議会推薦(平成27年9月30日まで)
委 員	若林 與一	燕市自治会協議会推薦
委 員	遠藤 愛子	燕市燕地区婦人会
委 員	宮路 京子	越後中央農業協同組合女性部
委 員	土田 陽子	子育てサークル
委 員	池田 信行	公募
委 員	熊木 理紗	公募